

税 TODAY

令和2年度版 みんなで読める税の本



City of Kita

東京都北区

北区長賞受賞

北区教育長賞受賞



滝野川小学校六年 花井 梓里



滝野川もみじ小学校六年 長岡 青生

目次

第1 北区の財政 2

1. 歳入・歳出 2
2. 区の予算1,000円の使われ方 3

第2 税について 4

1. 日本国憲法と税 4
2. 北区の税金 4

第3 個人住民税について 5

1. 住民税とは 5
2. 個人住民税は「翌年度課税」 5
3. 個人住民税は「賦課課税方式」 5
4. 個人住民税の構成 6
5. 個人住民税の納税義務者 6
6. 非課税 7
7. 申告から納税まで 8
8. 個人住民税の計算の流れ 10
9. 所得の種類 11
10. 所得控除 14
11. 税額控除 19
12. 個人住民税の計算例 20
13. 退職と個人住民税 22
14. 個人住民税Q & A 23

第4 納税について 24

1. 納税のしくみ 24
2. 普通徴収の納期限 24
3. 口座振替について 24
4. 納期限までに納税できない方へ 24
5. 北区納付案内センター 24
6. 公的年金からの引き落とし(年金特別徴収) 25
7. 延滞金について 26
8. 滞納処分について 26
9. 納税Q & A 26

第5 軽自動車税(種別割)について 27

1. 軽自動車税(種別割)とは 27
2. 区分と税額 27
3. 軽自動車税(種別割)の納期限 28
4. 申告について 28
5. 減免制度について 29

第6 特別区たばこ税について 29

1. 税目と税率 29

第7 区役所で発行する税証明 30

1. 北区の税証明 30
2. 税証明の申請 30
3. 税証明Q & A 32

第8 窓口のご案内 33

支え合いのための税

北区立稲付中学校 三年

芦田 千夏

私は幼い頃から喘息を持っていて、多い時には一月に三回病院に通っていました。当時は全然気にしませんでした。社会の授業で治療費はすべて税金から支払われていたことを習いました。

保険証と医療証を提出するだけで診察できるイメージが強く、税金によって支払われていることは今まで意識してきませんでした。しかし、この作文を書く上で改めて税金について考えたり調べたりして私達の住んでいる北区はたくさんの場所で税金を使っていることがわかりました。北区では健康づくりや健康診断などに千円中三十二円もの税金が使われています。私はこのことを知って病気やけがを病院で治すことが当たり前ではなく、税金があつてこそだと思いました。今も私は、定期的に病院へ行き保険証と医療証を提出し診察してもらっています。また、治療の際に必要な薬も税金を使用して受け取ることができ税金のおかげでとてもよい環境で治療を受けられていることを実感しました。この二つの北区の税金によるサポートを踏まえて、中学生まで無料で病院や薬局を利用できることに感謝していく必要があると思います。

私は最近、校舎を利用していく中で税金のありがたさを感じる事が多々あります。私の通っている中学校は今年度から新校舎になり最新の設備がそなわっています。体育館には冷暖房が備わっており、冷水器も各フロアに二台ずつ設置されました。私は運動部に入っており体育館で活動することが多くありました。去年の夏はまだ旧校舎の冷房がない体育館で活動していたため体調を悪くしてしまう生徒がでてしまいました。しかし、今年から最新設備の整った体育館や教室で授業を受けることができ、税金を払ってくださっているすべての人への感謝の気持ちを忘れずに過ごしていきたいです。

また、北区は税金の歳出のうち、福祉費に五十パーセント以上を使っています。北区は他の何よりも福祉に力を入れていて、その背景には少子高齢化が関わっているのではないかと考えました。北区は二十三区の中でも一番高齢化率が高く、四人に一人が高齢者だからです。たくさんの高齢者を支えるために北区は税金を使っているのだと思います。

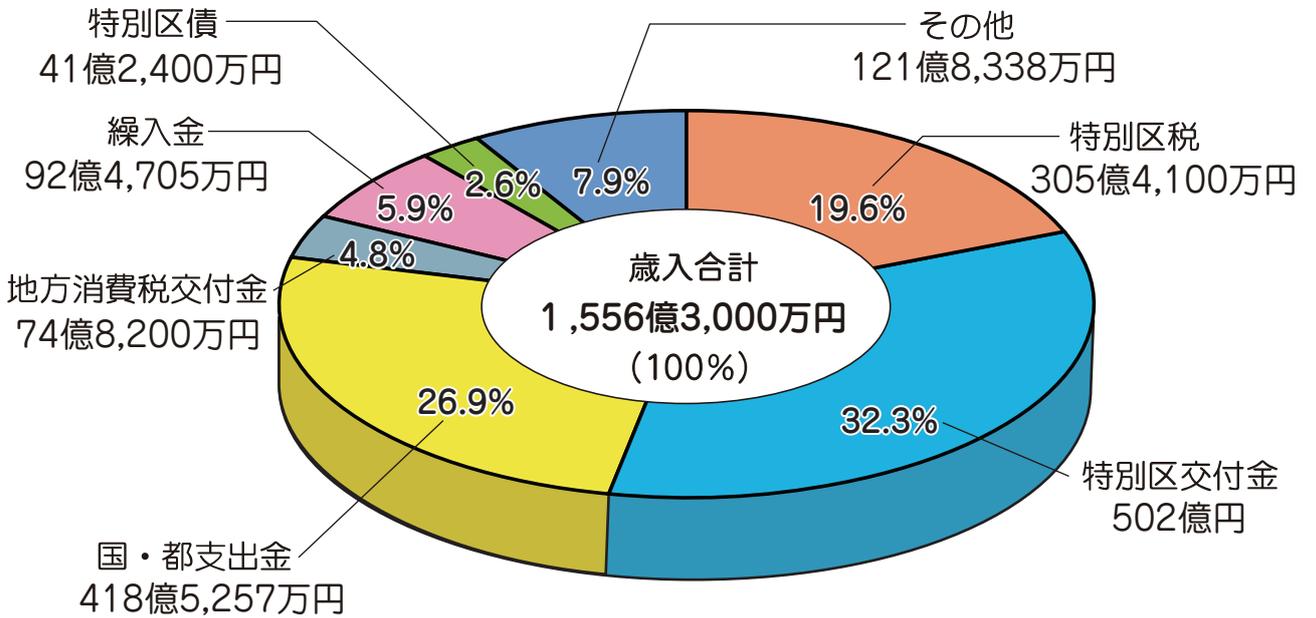
北区の街を注意してみると駅や公園、お店などのトイレがユニバーサルデザインになっていることに気づきました。また最近、学校の前の信号に音響式信号機が設置されすべての人が暮らしやすい環境づくりを北区は実施しはじめました。

税金は私が快適に暮らす上で不可欠であり、税金の使い道を見ればその区の特徴を一目で知ることができる大切なものだと思います。これから私達中学生は税金を使うだけでなく払い地域の人々を支えていく立場になります。普段から支え合いを意識しながら生活していきたいと思います。

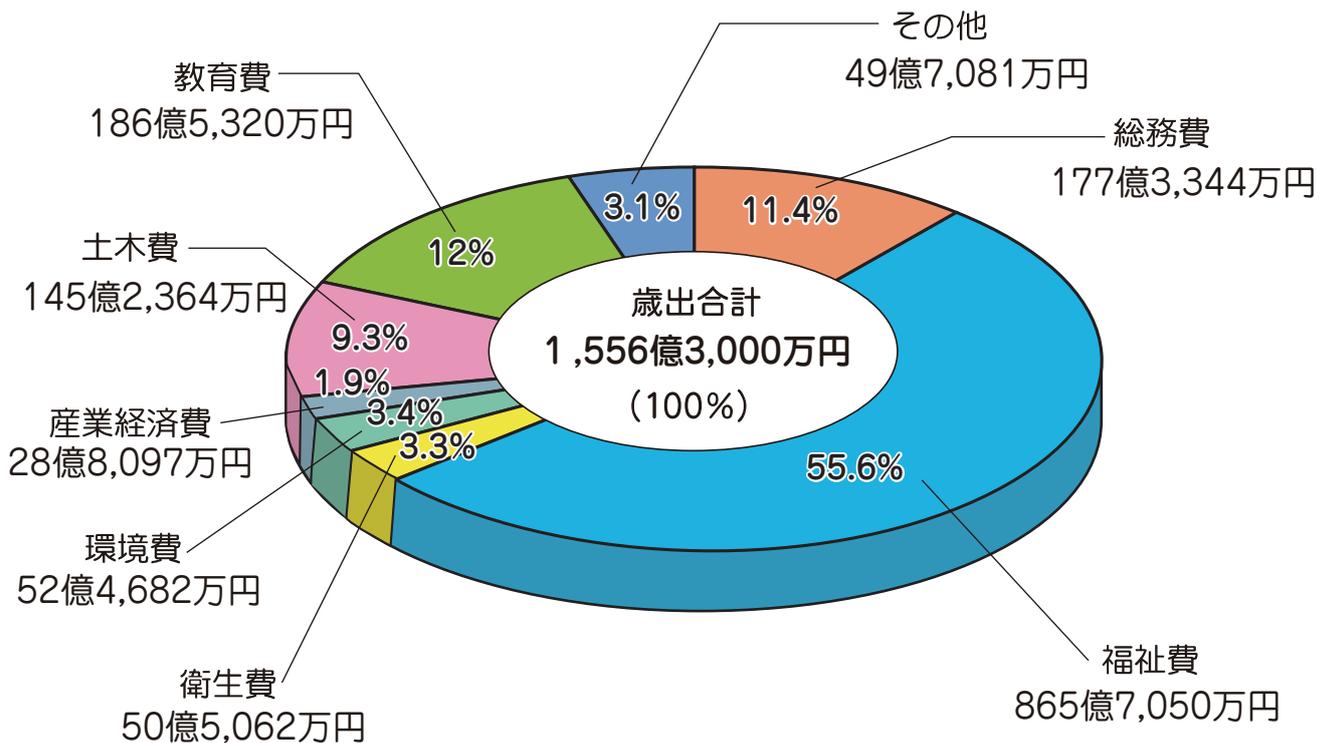
1 歳入・歳出

令和2年度一般会計当初予算

歳入

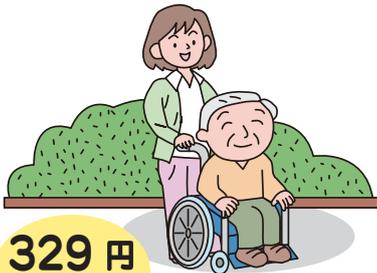


歳出



2

区の予算1,000円の使われ方【令和2年度当初予算より】



329円

高齢の方や障害のある方などのために



227円

保育園や児童館の運営などに



33円

健康づくりや健康診断などに



105円

小学校、中学校、幼稚園などの運営に



22円

図書館、体育施設の運営などに



19円

商工業の振興などに



93円

公園や道路の整備などまちづくりに



5円

区議会の運営に



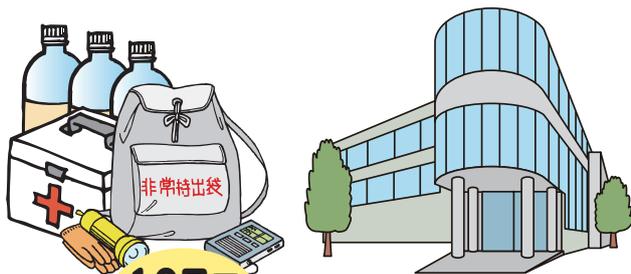
34円

清掃事業や環境・リサイクル対策などに



23円

特別区債の償還などに



107円

安全・安心、防災対策や区民施設の管理運営などに

このように、
みなさんが納めた税金は、
わたしたちの暮らしに
大いに役立っています。



3円

その他（基金の積立や予備費など）

1 日本国憲法と税

○日本国憲法第30条

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

憲法では税金を納めること（納税）は国民の義務と定めています。

税金は、国・地域社会を維持し、発展させていくために欠かせないものだからです。

この「納税の義務」は「勤労の義務」「教育の義務」となっていて、国民の三大義務の一つとされています。

○日本国憲法第84条

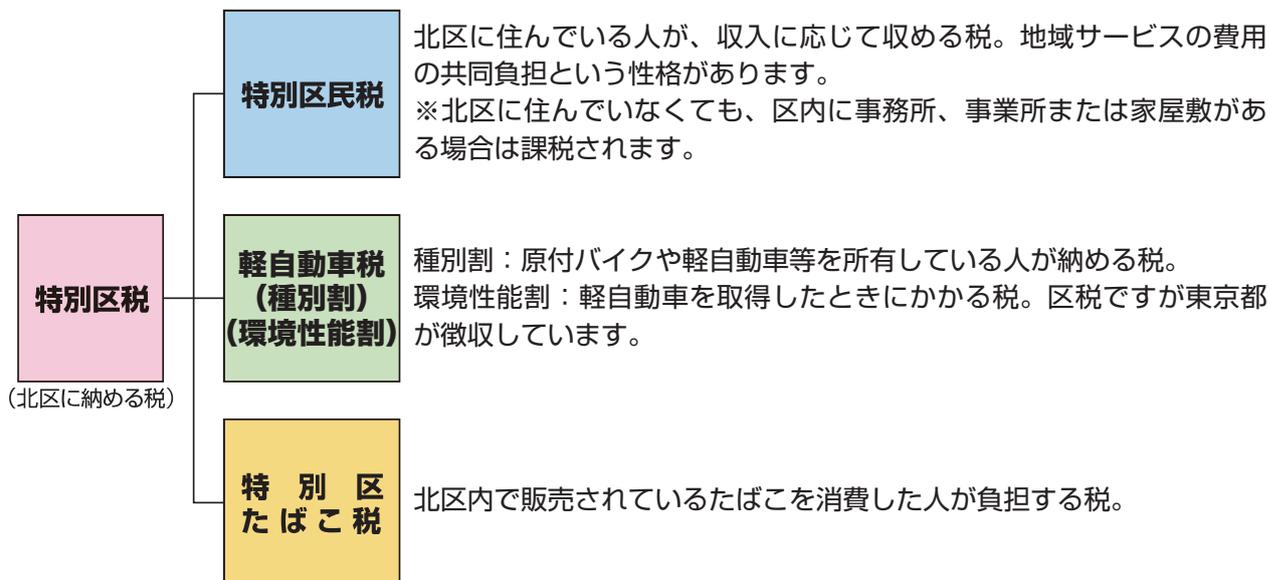
「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

税金は、国や地方自治体（都道府県や区市町村）が公的サービスを行うのに必要な費用をまかなうために使われます。

日本は議会制民主主義国家なので、税金に関する法律は、国民の代表者（選挙で選ばれた人たちが）が集まる国会で決められます。

同じように地方自治体の税金である地方税についても、その地域住民の代表者が集まる地方議会で、税金に関する条例として決められます。

2 北区の税金



※固定資産税・特別土地保有税・事業所税・都市計画税は、本来、市町村で課税されるものですが、東京23区では、特例により都税として課税されます。

※上記のほか、区税として課税されるものに鉱山税（鉱物の採掘業者が納める税）、入湯税（鉱泉浴場の入湯に関する税）がありますが、北区では課税実績がありません。

1 住民税とは

○住民税は、住民が住んでいる都道府県や区市町村が行う行政サービスに要する経費を、税金を納めることのできる能力（担税力）に応じて負担し合う性質の税です。

○住民税には、区市町村に納税する市町村民税（東京23区では**特別区民税**）と都道府県に納税する道府県民税（東京都では**都民税**）があり、あわせて住民税と呼んでいます。

○また、ここにいう住民には、個人だけでなく法人も含まれ、住民税にも、個人住民税と法人住民税があります。

個人住民税…特別区民税と都民税をあわせて、区が課税します。

法人住民税…東京23区内にある法人には、特例として、特別区民税分と都民税分をあわせて、都民税として都が課税します（市町村にある法人には、市町村と都道府県が別々に課税します）。

※この冊子では、個人住民税について説明しています。法人住民税については、都税事務所（33頁参照）へおたずねください。

2 個人住民税は「翌年度課税」

個人の所得に対して課される税の中には、国が課税する所得税と、地方自治体が課税する個人住民税があります。

会社などに勤めている人は、毎月の給料やボーナスの金額をもとに計算した所得税が、その給料やボーナスから引き落としされます（これを源泉徴収といいます）。所得が発生した年に課税されるので、所得税は「現年所得課税」といわれます。

これに対して、**個人住民税は、前年の所得に対して翌年度課税されるため、「前年所得課税」、または「翌年度課税」などといわれます。**

具体的には、個人住民税は、課税を行う年度の初日（4月1日）の属する年の1月1日現在の住所地の区市町村で、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して課税されます。

（たとえば、課税を行う年度が令和2年度の場合、令和2年1月1日現在の住所地で、平成31年1月から令和元年12月までの所得に対して課税されます。）

3 個人住民税は「賦課課税方式」

税金の額を具体的に確定するには、大きく分けて二つの方式があります。

一つは、納税者がみずから税額を計算して納める「**申告納税方式**」です。国に納める所得税はこの方式で、納税者が翌年3月15日までに確定申告書を作成して税務署に提出し、所得税を納税します。

もう一つは、区などが納税者に納税通知書などによって、いつまでにいくらの税金を納めなければならないかを通知し、これに基づいて納める「**賦課課税方式**」です。個人住民税はこの方式で、区役所に提出された申告書・給与支払報告書・年金支払報告書などに基づいて区が税額を計算し、通知します。

4 個人住民税の構成

$$\begin{array}{l}
 \text{特別区民税 均等割} + \text{特別区民税 所得割} = \text{特別区民税} \\
 \text{(年額3,500円)} \qquad \qquad \qquad \text{(税率 6\%)} \\
 \\
 \text{都民税 均等割} + \text{都民税 所得割} = \text{都民税} \\
 \text{(年額1,500円)} \qquad \qquad \qquad \text{(税率 4\%)}
 \end{array}
 \quad \left. \vphantom{\begin{array}{l} \\ \\ \end{array}} \right\} \text{個人住民税}$$

「均等割」 … 納税者の所得金額の多少にかかわらず、一定の税額を納税するもので、特別区民税・都民税あわせて年税額5,000円と定められています（税額変更の詳細は下記をご参照ください）。

地域社会の費用を、地域に住む住民が「均等」に負担するために納める会費的な性格のものであります。

均等割が、納税者の所得金額の多少にかかわらず一定の税額とされているのは、地方自治体と住民との応益関係（都道府県や区市町村の行う教育・道路・防災などの行政サービスによって利益を受けている住民が、それらの経費を分担する性質）に基づくものです。

「所得割」 … 納税者の前年の所得金額を基礎として税額が計算されます。所得割は、納税者の税金を納めることのできる力（担税力）に応じた税額が計算されます（均等割の「応益性」に対して、「応能性」をもつものです）。

たとえば、課税される所得金額が200万円なら、住民税の所得割は20万円（200万円×10%）、同じく500万円なら、50万円（500万円×10%）となります。

平成26年度から令和5年度までの間、均等割税額が変更となります

東日本大震災を受け、全国的にかつ緊急に各地方公共団体が平成23年度から平成27年度に実施する防災のための施策の財源を確保する措置として、均等割額を引き上げる法律が制定されました（平成23年12月2日公布）。

この法律により北区においても均等割額を変更することになります（なお、全国的な改正であり北区に限定されるものではありません）。

税区分	変更前	変更後
特別区民税均等割額	3,000円	3,500円
都民税均等割額	1,000円	1,500円
均等割額合計	4,000円	5,000円

5 個人住民税の納税義務者

納税義務者	納める個人住民税 (特別区民税・都民税)
北区に住所がある方	均等割+所得割
北区に住所はないが、事務所・事業所などがある方	均等割のみ

※ただし、非課税になる場合があります。

6 非課税

(1) 非課税になる方

以下の表に当てはまる方は住民税が非課税となります。1月1日現在の状況によって判定します。

要件		住民税
生活保護法による生活扶助を受けている方		所得割：非課税 均等割：非課税
障害者、未成年者、寡婦、寡夫の方で前年の合計所得金額が125万円（給与収入のみの場合2,043,999円）以下の方（15項※3参照）		
扶養親族等（※1）のいない方で前年の合計所得金額が35万円以下の方		
扶養親族等（※1）のいる方	前年の合計所得金額が、「35万円×（扶養親族等の数+1）+21万円」以下の方 前年の総所得金額等（※2）が、「35万円×（扶養親族等の数+1）+32万円」以下の方	所得割：非課税 均等割：課税

※1 扶養親族等とは、納税者と生計を一にする、合計所得金額が38万円以下の配偶者（内縁や未届けの場合を除く）や親族をいいます。なお、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も課税・非課税の判定対象に含まれます。

※2 合計所得金額から損失の繰越控除をした後の金額を「総所得金額等」と呼びます。（10項※3参照）

(2) 非課税所得（税金がかからない所得）

次に掲げる所得は、住民税の計算対象から除かれる、非課税所得の一例です。

- ・ 障害年金
- ・ 遺族年金

年金

- ・ 育児休業給付金
- ・ 児童手当、児童扶養手当
（児童育成手当は課税所得）

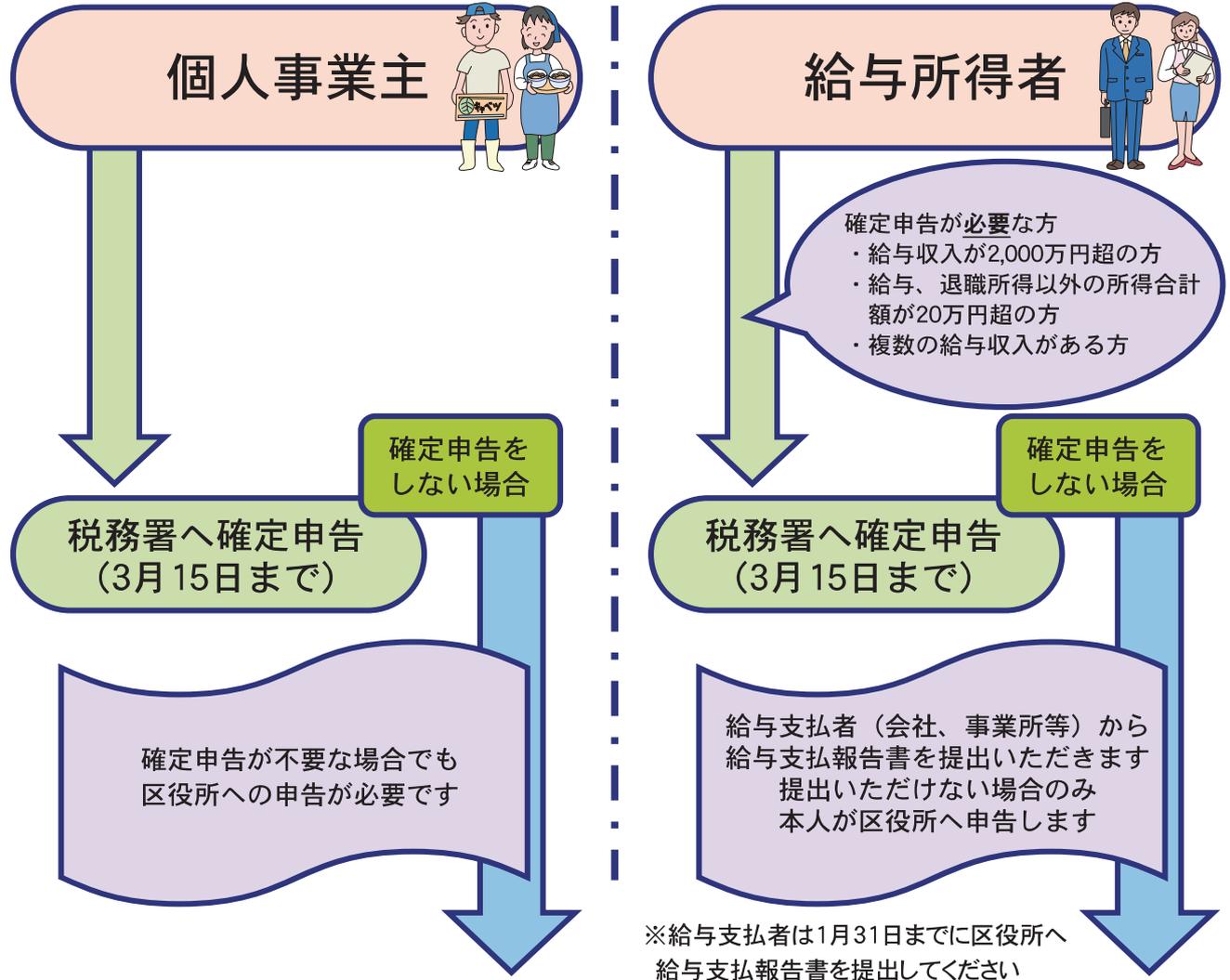
育児・児童関係

- ・ ノーベル賞の賞金
- ・ オリンピックの金メダリストに与えられる金品
- ・ 宝くじの当選金
- ・ totoの払戻金

賞金・当選金等

その他

- ・ 生活保護給付金
- ・ 雇用保険の失業給付金
- ・ 傷病手当
- ・ 給与所得者の通勤手当
（1ヵ月15万円が限度）



区役所へ特別区民税・都民税申告書を

区から送付される納付書で、区役所や金融機関窓口等で納付します（口座振替も可能）。本人が納める方法を「普通徴収」といいます。

納税は4回
（6月、8月、10月、翌年1月の各末日までに納めます）

詳しくは24頁をご覧ください。

申告期限や納期限などが土曜日、日曜日、国民の祝日・休日にあたる場合は、翌開庁日となります。

給与所得にかかる住民税は、原則として、毎月支給される給与から引き落としされます。給与支払者が納める方法を「特別徴収」といいます。

納税は12回
（6月から翌年5月に支給される給与から引き落としされます）

- ※年金支払報告書等により課税されていて、その報告に記載されていない控除がある場合、申告す
- 複数の所得がある場合、所得ごとに特別徴収と普通徴収に区分して税額の通知がされる場合がある
 - 会社などに勤めている方で、年の途中で退職された場合の住民税については、22頁をご覧ください。
 - 住民税が非課税の方には、納税通知書は送付されません。

納税まで

年金所得者



確定申告が必要な方

- ・ 公的年金等の収入金額が400万円超、又は他の所得が20万円超の方
- ・ 医療費や扶養、寡婦、障害等の控除を追加し還付を受ける方

確定申告をしない場合

税務署へ確定申告
(3月15日まで)

年金収入のみで控除等の追加がない方
→区役所への申告も不要です

控除等を追加するが確定申告はしない方
→区役所へ申告が必要です

※年金支払者が1月31日までに、区役所へ年金支払報告書を提出します

年末調整

会社などに勤めている方の所得税は、あらかじめ一定の基準で引き落としされています。そこで、年間の給与所得が確定する12月に所得税額を再計算し、過不足額の精算をします。

この手続きを**年末調整**といいます。

毎月の給与やボーナスから引き落としされた所得税の合計額

給与所得から扶養や社会保険料などの控除後に再計算した所得税額

過不足額の精算

確定申告

次のような場合には税務署へ確定申告をして、所得税の精算をすることになります。

1. 年末調整をしていない方（年の途中で退職した場合など）
2. 扶養の人数に変更があつて、年末調整に間に合わなかった方
3. 複数の会社から給与を支給されている方
4. 給与以外の所得（不動産所得、雑所得など。所得の種類については12～13頁参照）がある方
5. 多額の医療費を支払い、医療費控除を受けようとする方（医療費については18頁参照）

※確定申告の詳細については、税務署（33頁参照）へおたずねください。

提出(3月15日まで)

公的年金等の所得にかかる住民税は、原則として、年6回支給される公的年金から引き落とされます。この方法を「年金特別徴収」といいます。

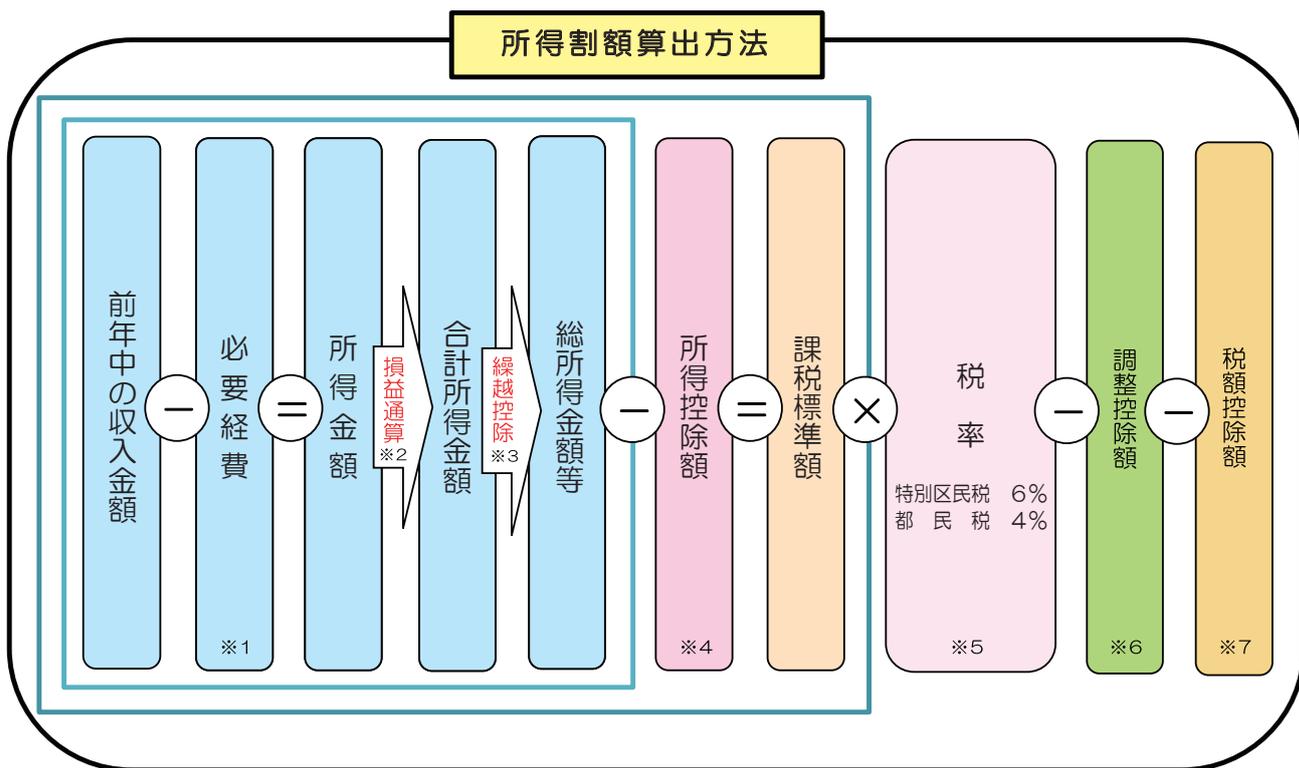
納税は6回

（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月に支給される公的年金から引き落とされます。）

詳しくは25頁をご覧ください。

ることで各種控除を受けられる場合があります。

8 個人住民税の計算の流れ



※上記「所得割額算出方法」により算出した額

- ※ 1 給与所得・年金所得の場合は、必要経費の代わりに給与所得控除・公的年金等控除をマイナスします（計算方法は11・13頁参照）。
- ※ 2 収入よりも必要経費が上回った「赤字の所得」がある場合は、一定の方法で、他の「黒字の所得」からその赤字分をマイナスします（これを「損益通算」といいます）。
- ※ 3 前の年度などに「赤字の所得」がある場合は、一定の方法で、今年度の「合計所得金額」からその赤字分をマイナスします（これを「損失の繰越控除」といいます）。「損失の繰越控除」をした後の金額を、「総所得金額等」といいます。
- ※ 4 所得控除には、医療費控除・社会保険料控除・扶養控除などがあります（14～18頁参照）。
- ※ 5 土地建物・株式の譲渡による所得など、給与や年金とは分けて課税するものは、これとは別に特別な税率を使います（これを「分離課税」といいます）。
- ※ 6 調整控除額の計算方法は、20～21頁参照。
- ※ 7 税額控除には、配当控除・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除があります（19頁参照）。

9 所得の種類

所得とは収入から必要経費を差し引いた金額をいいます。税法上、所得は10種類（給与・事業・利子・配当・譲渡・不動産・一時・退職・山林・雑）に分類されています。そのうち、退職所得、山林所得及び譲渡所得等の分離課税分を除いて合計したものを総所得といいます。その他に税金のかからない所得（非課税所得）もあります。（非課税所得については7頁を参照）

令和2年度住民税は平成31年1月から令和元年12月までの1年間の所得に対して課税されます。

① 給与所得

勤務先から支払いを受ける給料・賃金・賞与など（パート・アルバイトによる収入も含む）を給与収入といい、そこから給与所得控除額（他の所得でいう必要経費に相当するもの）を差し引いた金額を給与所得といいます。

$$\text{給与所得} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除}$$

給与収入から給与所得を計算する場合は、次の表を使います。

給与収入(A)	給与所得
651,000円未満	0円
651,000円～1,618,999円	(A) - 65万円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
※1,628,000円～1,803,999円	$a \times 0.6$
※1,804,000円～3,603,999円	$a \times 0.7 - 18$ 万円
※3,604,000円～6,599,999円	$a \times 0.8 - 54$ 万円
6,600,000円～10,000,000円	(A) $\times 0.9 - 120$ 万円
10,000,000円超	(A) - 220万円

※1,628,000円以上6,599,999円までの収入については、4,000円単位で端数整理します（これが表中のaに該当します）。

例 給与収入1,769,211円の場合

$$\textcircled{1} 1,769,211 \text{円} \div 4,000 \text{円} = 442.30275 = 442$$

（小数点以下切り捨て）

$$\textcircled{2} 442 \times 4,000 \text{円} = 1,768,000 \text{円} \cdots a$$

$$\textcircled{3} 1,768,000 \text{円} \times 0.6 = 1,060,800 \text{円}$$

↑
給与所得

【特定支出控除】

給与所得者が支出した以下の特定支出の金額が、その年中の給与所得控除額の1/2を超えるときは、その超過金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

$$\boxed{\text{特定支出控除}} = \boxed{\text{その年中の特定支出の合計}} - \boxed{\text{その年中の給与所得控除}} \times 1/2$$

特定支出の項目

①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費 ⑥勤務必要経費

※特定支出控除を受けるには、税務署への確定申告が必要です。

※確定申告の詳細については、税務署（33頁参照）へおたずねください。

② 事業所得

製造業・卸売業・サービス業・農業・漁業その他の事業から生ずる所得（山林所得・譲渡所得に該当するものは除く）をいい、大きく次の2種類に分けることができます。

- ・営業等所得…製造業・卸売業・サービス業などの営業から生ずる所得や、医師・作家・弁護士・保険外交員・自由業など、農業以外の事業から生ずる所得
- ・農業所得…農産物の生産・酪農などの事業から生ずる所得

$$\text{事業所得} = \text{事業収入} - \text{必要経費}$$

③ 利子所得

公社債・預貯金の利子などによる所得を利子所得といいます。利子所得には必要経費がないため、収入がそのまま所得になります。なお利子所得は、所得税 15%・住民税 5%の割合で引き落とし（源泉分離課税という）されます。

※日本国外の銀行の利子等、所得割（総合課税）の対象になるものもあります。

④ 配当所得

株式会社などの法人から受ける剰余金の配当・利益の配当・剰余金の分配などによる所得を配当所得といいます。

$$\text{配当所得} = \text{配当収入} - \text{借入金の利子※}$$

一定の上場株式等の配当等については、所得税 15%・住民税 5%の割合で引き落としされます。

※借入金の利子とは、株式等を取得するために借り入れた負債の利子のことです。

⑤ 譲渡所得

土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生ずる所得を譲渡所得といいます。株式等を除く土地建物等・その他の譲渡所得は、所有期間によって長期譲渡所得と短期譲渡所得にわかれます。土地建物等については譲渡した年の1月1日、それ以外のものについては譲渡した日の時点で、譲渡した資産を取得した日から所有期間が5年を超えているかどうかで判断します。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除（50万円限度）}$$

※特別控除はあるものとなないものがあります。

- イ. 土地建物等及び株式等の譲渡については、他の所得と区分し、特別の税率を適用して税額を計算する「分離課税」により課税されます。

源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡益等については、所得税 15%・住民税 5%の割合で引き落としされます。

- ロ. イに該当しない長期譲渡所得については、上記の式で出した譲渡所得の金額を1/2したものが課税対象額となります。

⑥ 不動産所得

家賃・地代・土地建物の権利金など（事業所得または譲渡所得に該当するものは除く）から生ずる所得を不動産所得といいます。

$$\text{不動産所得} = \text{不動産収入} - \text{必要経費}$$

⑦ 一時所得

生命保険の満期保険金、懸賞当選金品、競馬などの払戻金など、一時的に生ずる所得を一時所得といいます。

$$\text{一時所得} = \text{一時収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (50万円限度)}$$

※上記の式で出した一時所得の金額を1/2したものが、課税対象額となります。

⑧ 退職所得

退職により勤務先から受ける退職手当などの所得を退職所得といいます。

$$\text{退職所得} = (\text{退職収入} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

『13退職と個人住民税 (22頁)』も併せて参照してください。

⑨ 山林所得

山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することにより生ずる所得を山林所得といいます。

$$\text{山林所得} = \text{山林収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除 (50万円限度)}$$

⑩ 雑所得

ほかのどの所得にも該当しない所得で、おもに国民年金・厚生年金などの公的年金等（非課税所得に該当するものは除く）、生命保険などの私的年金及び本業以外の原稿料・印税・講演料などを雑所得といいます。雑所得の計算方法は、公的年金等とそれ以外の雑所得で次のような違いがあります。

◎公的年金等

$$\text{雑所得} = \text{公的年金等の収入} - \text{公的年金等控除}$$

公的年金等の収入から雑所得を計算する場合は、次の表を使います。

受給者の年齢	公的年金等の収入 (A)	公的年金等控除後 (雑所得) の金額
65歳以上 (昭和30.1.1以前生まれ)	3,299,999円以下	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円
65歳未満 (昭和30.1.2以後生まれ)	1,299,999円以下	(A) - 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円

(注) 65歳未満であるかどうかの判定は、前年の12月31日の年齢によります。

◎私的年金及びその他の雑所得

$$\text{雑所得} = \text{雑収入} - \text{必要経費}$$

10 所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、個人の実情にあった税金を負担していただくために、所得金額から差し引くものです。

所得控除の種類と控除額

種類	適用要件	令和2年度 住民税の所得控除額	令和元(平成31)年分 所得税の所得控除額										
医療費控除	18頁参照	18頁参照	18頁参照										
社会保険料控除 (*は証明書原本が必要)	国民健康保険料、国民年金保険料*、国民年金基金掛金*、雇用保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料など	令和元(平成31)年中に 支払った額	令和元(平成31)年中に 支払った額										
小規模企業共済等 掛金控除 (証明書原本が必要)	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金	令和元(平成31)年中に 支払った額	令和元(平成31)年中に 支払った額										
生命保険料控除 (証明書原本(注)が必要)	平成23年12月31日までに締結した保険契約(旧契約)と平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)で計算方法が異なります。 ①旧契約 一般生命保険料と個人年金保険料は、それぞれ下記のように計算をします。 <table border="0"> <tr> <td>支払った保険料</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001~40,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001~70,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	支払った保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,001~40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円	40,001~70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	(旧契約) 一般生命保険料 最高35,000円 個人年金保険料 最高35,000円 一般+年金 最高70,000円	(旧契約) 一般生命保険料 最高50,000円 個人年金保険料 最高50,000円 一般+年金 最高100,000円
	支払った保険料	控除額											
15,000円以下	全額												
15,001~40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円												
40,001~70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円												
70,000円超	35,000円												
②新契約 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料は、それぞれ下記のように計算をします。ただし住民税における適用限度額は合計70,000円です。 <table border="0"> <tr> <td>支払った保険料</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001~32,000円</td> <td>支払った保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001~56,000円</td> <td>支払った保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> なお、新契約、旧契約の双方について生命保険料控除を適用する場合は、あわせて70,000円が限度です。 ◇所得税の場合の計算方法は下記参照	支払った保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,001~32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	32,001~56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	(新契約) 一般生命保険料 最高28,000円 介護医療保険料 最高28,000円 個人年金保険料 最高28,000円 一般+介護+年金 最高70,000円	(新契約) 一般生命保険料 最高40,000円 介護医療保険料 最高40,000円 個人年金保険料 最高40,000円 一般+介護+年金 最高120,000円	
支払った保険料	控除額												
12,000円以下	全額												
12,001~32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円												
32,001~56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円												
56,000円超	28,000円												

所得税の生命保険料控除の計算方法

・生命保険料控除(旧契約)

支払った保険料	控除額
25,000円以下	全額
25,001~50,000円	支払った保険料×1/2+12,500円
50,001~100,000円	支払った保険料×1/4+25,000円
100,000円超	50,000円

・生命保険料控除(新契約)

支払った保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,001~40,000円	支払った保険料×1/2+10,000円
40,001~80,000円	支払った保険料×1/4+20,000円
80,000円超	40,000円

※この他に、災害・盗難・横領により損失が生じた場合に受けられる雑損控除があります。

(注) 電磁的記録印刷書面(QRコード付控除証明書等のこと)の提出によっても控除を受けることができます。

種類	適用要件	令和2年度 住民税の所得控除額	令和元(平成31)年分 所得税の所得控除額
地震保険料控除 (証明書原本(注)が必要)	<p>■地震保険料</p> <p>支払った保険料 控除額</p> <p>50,000円以下 支払った保険料×1/2</p> <p>50,000円超 25,000円</p>	地震保険料 最高25,000円	地震保険料 最高50,000円
	<p>■旧長期損害保険料(保険期間または共済期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年12月31日までに契約したもの)</p> <p>支払った保険料 控除額</p> <p>5,000円以下 全額</p> <p>5,000~15,000円 支払った保険料×1/2+2,500円</p> <p>15,000円超 10,000円</p>	旧長期損害保険料 最高10,000円	旧長期損害保険料 最高15,000円
	◇所得税の場合の計算方法は下記参照	地震+旧長期 最高25,000円	地震+旧長期 最高50,000円
障害者控除※1 (手帳の写しが必要)	納税者または扶養親族等が障害者の場合	1人 260,000円	1人 270,000円
特別障害者 控除	上記のうち、障害の程度が身体障害者手帳で1級または2級、療育手帳(愛の手帳)で1度または2度、精神障害者保健福祉手帳1級の場合など	1人 300,000円	1人 400,000円
	同居特別障害者の場合 ※2	1人 530,000円	1人 750,000円
かぶ 寡婦控除 (いずれかに該当する場合)	*夫と死別またはその生死が不明のときで合計所得金額※3が500万円以下の方 *夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養している親族または生計を一にする子ども※4がいる方	260,000円	270,000円
	かぶ 特別寡婦 控除	夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養している子どもがいて、合計所得金額が500万円以下の方	300,000円
かぶ 寡夫控除	妻と離別・死別またはその生死が不明のときで生計を一にする子ども※4がいて、合計所得金額が500万円以下の方	260,000円	270,000円

所得税の地震保険料控除の計算方法

・地震保険料

支払った保険料	控除額
50,000円以下	全額
50,000円超	50,000円

・旧長期損害保険料

支払った保険料	控除額
10,000円以下	全額
10,001円~20,000円	支払った保険料×1/2+5,000円
20,000円超	15,000円

※1 身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、福祉事務所長の認定を受けている方などは、申告により障害者控除を受けることができます。また、合計所得金額が38万円以下の配偶者(納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合も含む)や年少扶養親族が障害者の場合も、控除の対象となります。

※2 扶養されている特別障害者のうち、納税者または納税者の配偶者、もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方をいいます。

※3 合計所得金額とは、給与所得、事業所得など11~13頁にある10種類の所得を合計した金額(損失の繰越控除をする前の金額)です。

※4 生計を一にするとは、日常の生活の資を共にすることをいい、家族と別居している場合も該当します。なお、ここでいう生計を一にする子どもとは、他の方の扶養親族等ではなく、総所得金額等が38万円以下の方をいいます。

種類	適用要件	令和2年度 住民税の所得控除額	令和元(平成31)年分 所得税の所得控除額
勤労学生控除 (証明書が必要) ※5	学生などで給与所得等があり、合計所得金額が65万円以下で、そのうち勤労によらない所得(不動産所得など)が10万円以下の方	260,000円	270,000円
配偶者控除	納税者と生計を一にする、合計所得金額が38万円以下の配偶者(内縁や未届けの場合は該当しません)がおり、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合	17頁参照	17頁参照
老人配偶者控除	上記配偶者の年齢が70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の場合	17頁参照	17頁参照
配偶者特別控除	合計所得金額が、380,001円～1,230,000円以下の範囲の配偶者がいる場合(17頁参照)	17頁参照	17頁参照
扶養控除※6	納税者と生計を一にする、合計所得金額が38万円以下の親族(扶養親族)がいる場合 扶養親族の年齢が、0～15歳(平成16年1月2日以後生まれ)の場合、扶養控除は適用されません。		
一般扶養控除	上記扶養親族の年齢が16～18歳(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)、23～69歳(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ)の場合	1人 330,000円	1人 380,000円
特定扶養控除	上記扶養親族の年齢が19～22歳(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)の場合	1人 450,000円	1人 630,000円
老人扶養控除	上記扶養親族の年齢が70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)の場合	1人 380,000円	1人 480,000円
同居老親等扶養控除	上記老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属で、納税者またはその配偶者と同居している場合	1人 450,000円	1人 580,000円
基礎控除	すべての納税者	330,000円	380,000円

※5 学校や法人から交付を受けた証明書(在学証明書等)

※6 親族とはその方の配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。16歳未満の扶養親族(以下、年少扶養親族)に対する扶養控除は廃止されましたが、住民税の非課税判定や寡婦控除の判定には、扶養親族等の数として含まれます(課税・非課税の区分については7頁を参照)。

(注) 各控除の要件は、前年の12月31日現在で判定します。ただし、納税者本人または扶養されている方が前年中に死亡したときには、死亡した時点でその要件に該当するかどうかを判定します。

配偶者控除と配偶者特別控除の関係

		令和元(平成31)年分納税者本人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の納税者本人の給与等の収入金額)					
		900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		控除額		控除額		控除額	
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
配偶者控除	令和元(平成31)年分配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額) 38万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	老人控除対象配偶者	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者特別控除	令和元(平成31)年分配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額) 38万円超 85万円以下 (1,030,000円超 1,500,000円以下)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	85万円超 90万円以下 (1,500,000円超 1,550,000円以下)	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
	90万円超 95万円以下 (1,550,000円超 1,600,000円以下)	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (1,600,000円超 1,667,999円以下)	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (1,667,999円超 1,751,999円以下)	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (1,751,999円超 1,831,999円以下)	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (1,831,999円超 1,903,999円以下)	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (1,903,999円超 1,971,999円以下)	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (1,971,999円超 2,015,999円以下)	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

- (注1) 納税者と生計を一にする、合計所得金額が38万円以下の配偶者のことを、同一生計配偶者といいます。同一生計配偶者であっても、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除の適用を受けることはできません。
- (注2) 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が123万円を超えたり、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると適用を受けることはできません。
- (注3) 合計所得金額については、10頁参照。
- (注4) この規定は令和元(平成31)年度住民税(平成30年分所得税)から適用されています。

★税金のかからない給与収入の限度額★

パートやアルバイトをして得た給与収入には、所得税は103万円まで、住民税は100万円までは税金がかかりません。(ただし、保険外交員などの報酬の収入の場合は、実際に要した必要経費によって計算するので、あてはまりません。)

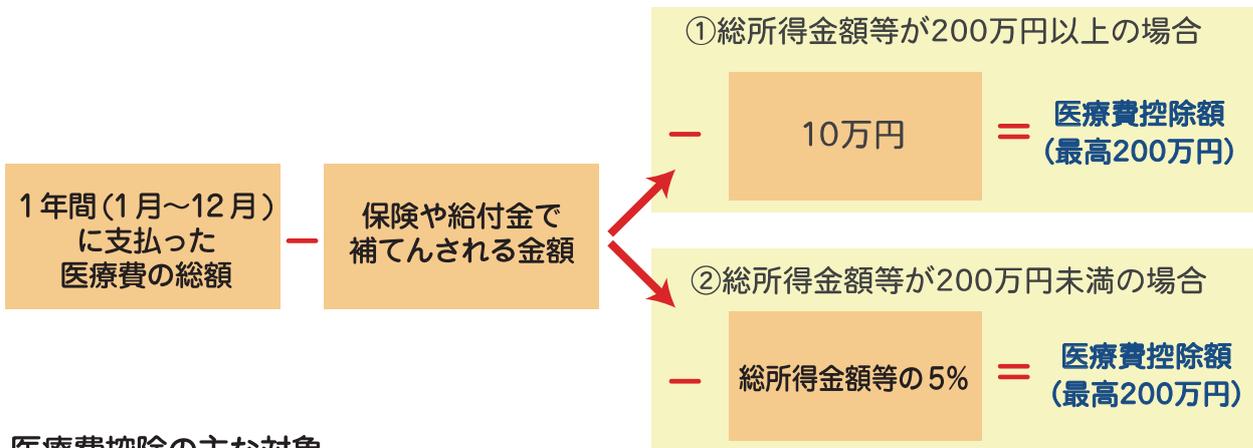
給与収入金額	税金がかかるかどうか	
	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超～103万円以下	かかる	かからない
103万円超	かかる	かかる

※所得税の詳細については、税務署(33頁参照)へおたずねください。

医療費控除

☆医療費控除額

納税者が、本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の病気やけがなどで支払った医療費は、次の算式で得た金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。



医療費控除の主な対象

	対象となるもの	対象とならないもの
診療・治療	○医師、歯科医師に支払った診療費、治療費 ○治療のためにマッサージ指圧師、はり師などに支払った施術費	○医師などへの謝礼金 ○疲れを癒すための整体、マッサージなどの費用 ○人間ドックによる診断の結果、異常がなかった場合の費用
医薬品	○治療、療養のための医薬品の購入費	○予防や健康増進のための医薬品(予防接種等)、健康食品の購入費
通院・入院	○病院、診療所、助産院へ支払った入院費、入所費 ○通院や入院のための電車賃、バス代	○医師の指示によらない個室の差額ベッド代 ○自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代
出産	○妊娠中、医師に支払った定期検診料 ○助産師に支払った分娩介助料、保健指導料	○出産のために実家に里帰りした場合の交通費 ○無痛分娩講座に出席するための費用
介護	○6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代(医師が発行した「おむつ証明書」が必要) ○介護保険サービス費(所定の領収書が必要) ・指定介護老人福祉施設等の施設サービス費(介護費、食費、居住費の自己負担額の1/2) ・指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設のサービス費(介護費、食費、居住費の自己負担額) ・一定の居宅サービス費(介護保険給付の対象となるもの) ○介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分	○介護用ベッドの購入費 ○バリアフリー工事の費用
その他	○緑内障、白内障などの治療のための眼鏡代(医師の証明が必要) ○視力回復のためのレーシック手術費用	○治療を受けるために直接必要のないメガネ、コンタクトレンズや補聴器の購入費 ○身体障害者の車イスの購入費 ○美容整形の費用

☆セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている納税者が、本人や本人と生計を一にする親族に係る特定一般医薬品等「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額(最大8万8千円)を医療費控除として所得から差し引くことができます。

※この特例を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

医療費控除は、税金の計算をする際に所得から控除されるものです。

支払った医療費が還付されるわけではありません。

医療費控除または、セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、医療費もしくは、医薬品購入費の**明細書が必要**です。(領収書の添付は不要となりました。ただし、令和2年度までは、経過措置として、明細書がなくても領収書の添付があれば控除が受けられます。)税務署で申告をした場合、所得税と住民税で控除が受けられます。詳しくは区役所(税務課課税担当)、税務署(33頁参照)へおたずねください。

11 税額控除

住民税には、税負担の公平性や政策的見地から、住民税額（所得割額）から一定額を控除する制度が設けられています。これを税額控除といいます。税額控除は、算出された税額から直接一定額を控除する点が所得控除と異なります。

種類	適用要件	住民税の控除額																
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	平成21年～令和3年12月に入居した方 (所得税から控除しきれなかった方)	次の(1)(2)のうち、いずれか少ない金額 (1)所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 (2)所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円) ※平成26年4月～令和3年12月に入居し、住宅の取得にかかる消費税率が8%または10%である場合は、所得税の課税総所得金額等の7% (上限136,500円)となります。																
寄附金税額控除	以下の寄附金を支出した方 (総所得金額等の30%を上限) ①区市町村、都道府県に対する寄附金(ふるさと納税)※1 ※1 令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、総務大臣が一定の基準に基づき指定する区市町村、都道府県に対する寄附金が対象。指定外の自治体に対する寄附金は特例控除の対象となりません。 ②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、区市町村・都道府県(特例控除対象外)に対する寄附金 ③東京都が条例により指定する団体に対する寄附金 ④北区が条例により指定する団体に対する寄附金	次の<基本控除額>と<特例控除額>の合計額 <基本控除額> (寄附額-2,000円)×10%※2 ※2 ③に対する寄附金の場合は4% <特例控除額> ①の場合は以下を加算(所得割額の20%が上限) (寄附額-2,000円)×控除割合※3 ※3 控除割合とは課税総所得金額から所得税との人的控除額の差額を引いた金額ごとに設定される割合(下表のとおり)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税総所得金額-人的控除額の差</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,950,000円以下</td> <td>84.895%</td> </tr> <tr> <td>1,950,001円～3,300,000円</td> <td>79.79%</td> </tr> <tr> <td>3,300,001円～6,950,000円</td> <td>69.58%</td> </tr> <tr> <td>6,950,001円～9,000,000円</td> <td>66.517%</td> </tr> <tr> <td>9,000,001円～18,000,000円</td> <td>56.307%</td> </tr> <tr> <td>18,000,001円～40,000,000円</td> <td>49.16%</td> </tr> <tr> <td>40,000,001円以上</td> <td>44.055%</td> </tr> </tbody> </table>	課税総所得金額-人的控除額の差	割合	1,950,000円以下	84.895%	1,950,001円～3,300,000円	79.79%	3,300,001円～6,950,000円	69.58%	6,950,001円～9,000,000円	66.517%	9,000,001円～18,000,000円	56.307%	18,000,001円～40,000,000円	49.16%	40,000,001円以上	44.055%
課税総所得金額-人的控除額の差	割合																	
1,950,000円以下	84.895%																	
1,950,001円～3,300,000円	79.79%																	
3,300,001円～6,950,000円	69.58%																	
6,950,001円～9,000,000円	66.517%																	
9,000,001円～18,000,000円	56.307%																	
18,000,001円～40,000,000円	49.16%																	
40,000,001円以上	44.055%																	

* 確定申告の不要な給与所得者等が「ふるさと納税」をした場合は、寄附先の自治体に対して所定の手続きを行うことで、確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けられます。(ふるさと納税ワンストップ特例制度)。特例を受けるためにはいくつかの条件があり、特例を受けた場合は所得税の分も含めて住民税から税額控除されます。

* 税額控除には他に、「調整控除(20頁参照)」「配当控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」等があります。

北区応援サポーター寄附制度

あなたもきたくのサポーター

ふるさと納税制度を活用した北区への寄附制度です。いただいたご寄附は「北区応援サポーター基金」に積み立て、寄附者の希望する用途の事業に活用させていただきます。北区民の方も北区に「ふるさと納税」をすることができます。寄附をされた方は翌年に税金の申告をしていただくと、2,000円を超える部分の寄附金額について税金の控除が受けられます(限度額あり)。なお、返礼品の贈呈は1万円以上の寄附をされた区外の方に限らせていただいております。

12 個人住民税の計算例

住民税額 = 所得割額 + 均等割額

① 所得金額 = 収入(売上) - 必要経費

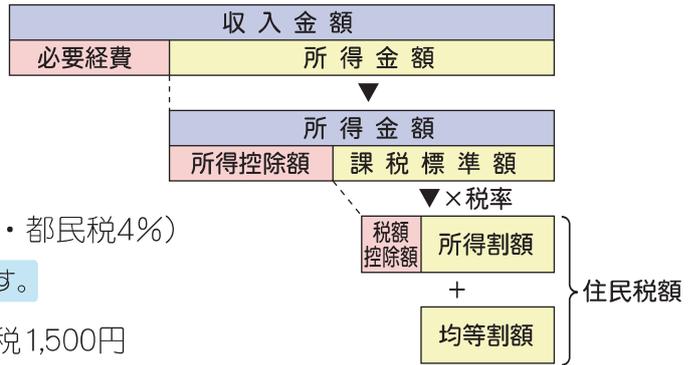
② 課税標準額 = 所得金額 - 所得控除

③ 所得割額 = 課税標準額 × 税率

(特別区民税6%・都民税4%)

※所得割額から調整控除等の税額控除を引きます。

④ 均等割額 = 特別区民税3,500円 + 都民税1,500円



「調整控除」とは・・・

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための、税額控除です。

課税標準額に応じて、次のいずれかの計算式をあてはめて計算し、所得割額より控除します。(ここでいう課税標準額とは課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額のことです。)

1. 課税標準額が200万円以下の場合

①と②いずれか小さい額の5% (特別区民税3%・都民税2%)

①人的控除額の差の合計額 ②課税標準額

2. 課税標準額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (課税標準額 - 200万円)}の5% (特別区民税3%・都民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。(特別区民税1,500円・都民税1,000円)

☆給与所得の場合を例に、実際に住民税を計算してみましょう。

〈会社からもらう源泉徴収票〉(例)

令和元 年分 給与所得の源泉徴収票		住所		氏名		生年月日	
〒114-8501 北区王子本町1-15-22		キタタ イチロウ		北区 一郎			
種類	支給金額	給与所得控除後の金額	所得控除後の合計額	源泉徴収額			
給料・賞与	5,350,000	3,738,400	2,498,600	63,200			
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(有) 控除の額	控除対象家族の数(配偶者を除く)	控除対象家族の数(配偶者を含む)	控除対象家族の数(配偶者を含む)	控除対象家族の数(配偶者を含む)	控除対象家族の数(配偶者を含む)	控除対象家族の数(配偶者を含む)
○	380,000	1	1	1	1	1	1
社会保険料等の金額		厚生年金保険料等の金額	健康保険料等の金額	住民税等特別徴収の額			
558,600		120,000	50,000				
生活保護料等の徴収の内訳	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額
90,000		90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無	住宅ローン等特別控除の適用の有無
○							
配偶者の氏名	配偶者の住所	配偶者の生年月日	配偶者の職業	配偶者の所得	配偶者の住民税	配偶者の住民税	配偶者の住民税
キタタ マサコ	北区 花子						
キタタ マサコ	北区 正子						
キタタ ヨウコ	北区 陽子						
キタタ タロウ	北区 太郎						
支払者	支払先	支払先住所	支払先名称	支払先住所	支払先名称	支払先住所	支払先名称
北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎	北区 一郎
支払先住所	支払先名称	支払先住所	支払先名称	支払先住所	支払先名称	支払先住所	支払先名称
〒114-8501 北区赤羽南1-13-1	〇〇商事(株)	〒114-8501 北区赤羽南1-13-1	〇〇商事(株)	〒114-8501 北区赤羽南1-13-1	〇〇商事(株)	〒114-8501 北区赤羽南1-13-1	〇〇商事(株)

北区 一郎 50歳 年収 535万円
 (妻) 花子 50歳 パート年収 90万円
 (11頁の表により所得は25万円です)
 (子) 正子 23歳 (子) 太郎 15歳
 (子) 陽子 19歳

※年齢は令和元年12月31日現在で計算

① 所得金額を求めます(11頁参照)

給与収入5,350,000円 → 給与所得3,738,400円

(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額となります)

※均等割及び所得割の課税・非課税判定は7頁参照。

② 課税標準額を求めます(14～17頁参照)

源泉徴収票に記載されている控除額を住民税の控除額におきかえます。

	所得税	住民税	人的控除額の差
配偶者控除	380,000円 →	330,000円	50,000円
特定扶養控除	630,000円 →	450,000円	180,000円
一般扶養控除	380,000円 →	330,000円	50,000円
社会保険料控除	558,600円 →	558,600円	
生命保険料控除	120,000円 →	70,000円	
地震保険料控除	50,000円 →	25,000円	
基礎控除	380,000円 →	330,000円	50,000円
合計	2,498,600円 →	2,093,600円	330,000円

※16歳未満扶養親族(年少扶養親族)は、扶養控除の対象にはなりません。

表より、所得控除額の合計は2,093,600円です。

(所得金額) (所得控除) (課税標準額)

3,738,400円 - 2,093,600円 = 1,644,000円 (1,000円未満切り捨て)

③ 所得割額を求めます

(課税標準額)

特別区民税 1,644,000円 × 6% = 98,640円

都民税 1,644,000円 × 4% = 65,760円

☆次に、「調整控除」を計算します。課税標準額は1,644,000円のため20頁表「1. 課税標準額が200万円以下の場合」を使います。

人的控除額の差の合計額330,000円 < 課税標準額1,644,000円

特別区民税 330,000円 × 3% = 9,900円

都民税 330,000円 × 2% = 6,600円

☆調整控除を所得割額から控除します。

特別区民税 98,640円 - 9,900円 = 88,700円 (100円未満切り捨て)

都民税 65,760円 - 6,600円 = 59,100円 (100円未満切り捨て)

④ 均等割額

特別区民税3,500円、都民税1,500円

⑤ 住民税額

調整控除後の所得割額と、均等割額を合計します。

特別区民税 88,700円 + 3,500円 = 92,200円 }
 都民税 59,100円 + 1,500円 = 60,600円 } 92,200円 + 60,600円 = 152,800円

これで、北区一郎さんの住民税額が、152,800円と求められました。

この金額を1年間で納めます。

13 退職と個人住民税

個人住民税は、前年の所得に対して翌年度課税される「翌年度課税」ですが、退職所得にかかる住民税は、原則として所得の生じた年に他の所得と区分して、退職した年の1月1日に住んでいた住所地の区市町村で課税されます(「現年分離課税」)。

【退職金にかかる住民税】

退職金にかかる住民税は、退職金の支払いをする者が納付すべき住民税の額を計算し、退職金の支払いの際に特別徴収して、翌月の10日までに区市町村に納入することになっています。

退職所得控除

勤続年数に応じて、以下により計算した額を退職所得控除として退職金から控除することができます。勤続年数の数え方は1年未満の端数を切り上げ、1年として計算します。

(例) 就職年月日 昭和58年3月24日
 ↓ 37年と7日→38年
 退職年月日 令和2年3月31日

- ・勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
- ・勤続年数が20年を超える場合
800万円+70万円×(勤続年数-20年)



※退職金の支払いを受ける方が、在職中に障害者に該当することになって退職した場合には、勤続年数に関係なく100万円を加算した金額が控除されます。

計算方法

退職金にかかる住民税は、以下のように求めます。

(収入金額-退職所得控除額)×1/2 = 課税退職所得金額(1,000円未満切り捨て)
 課税退職所得金額×特別区民税率6% = 特別区民税額(100円未満切り捨て)
 課税退職所得金額×都民税率 4% = 都民税額 (100円未満切り捨て)
 特別区民税額+都民税額=退職金にかかる住民税額

(参考) 給与から引き落とされていた住民税の取り扱い

住民税を勤務先の給与から引き落とされていた方が退職された場合には、退職時に翌年5月分までの住民税を一括で納めていただくか、個人で納付していただきます。

また住民税は前年の所得について課税されるため、退職時に全額納めていただいた場合でも、退職の翌年6月に納税通知書が届くことがあります。

14 個人住民税Q&A

住民税は前年の所得に対して1月1日現在の住所地で課税されます。

Q 死亡した人の税金は？

令和2年4月に夫が亡くなりました。夫の令和2年度分の住民税は支払う必要はありますか。

A 住民税の納税義務の有無に関する事実の確認は、1月1日現在（賦課期日）の状況において行われます。賦課期日にご存命である場合は住民税の課税対象となります。亡くなられた方の相続人等に納税していただくこととなりますので、区役所にご連絡ください。

Q 転出をした場合

私は令和2年1月4日に北区から転出しましたが、6月に北区から納税通知書が届きました。住民税は現住所の自治体に納めるのではないのでしょうか。

A 令和2年1月1日の住所地が北区であれば、その後転出されても令和2年度分の住民税は北区に納めていただくこととなります。

海外転出をする場合は、ご本人に代わり住民税を納めていただく方を指定する「納税管理人」の届け出をしてください。
※外国人の方が帰国される場合も同様です。

Q 年金からの特別徴収が中止になる場合

住民税はすべて年金から引かれているのに、また納税通知書が届きました。さらに納める必要がありますか。

A 年金からの特別徴収開始後、他の市区町村への転出、税額の変更、年金支給停止、支給対象者が亡くなったなど、年金からの特別徴収が中止となる場合があります。中止となった場合には、引くことができなかった住民税を普通徴収によって納めていただく必要があります。

※年金からの特別徴収については25頁参照

Q 2カ所以上から給与がある場合

A社から年間300万円、B社から年間10万円の2カ所から給与の支払を受けた場合、住民税の申告はどのようにしたらいいのでしょうか。

A この場合B社からの給与収入が20万円以下であるので、所得税の確定申告は必要ありませんが、住民税は金額にかかわらず申告する必要がありますので、前年中の収入金額を区役所へ申告して頂くこととなります。

Q 収入がなくても申告は必要か

私は令和元（平成31）年中病気のため、全く収入がないにもかかわらず7月に申告書が送られてきました。収入がなくても申告は必要でしょうか。

A 申告がありませんと、所得があるかないか判断できず、何度も申告書をお送りしたり、非課税証明書が発行できずにご迷惑をおかけすることとなります。また、国民健康保険、介護保険などの保険料算定の基礎資料ともなりますので、申告が必要です。

税務相談



※災害に遭われたときなど、申請により住民税の減免が認められる場合がありますので、納期限の7日前までに、税務課課税担当にご相談ください。

1 納税のしくみ

住民税の納税の方法には、納税者自らが銀行や郵便局などで納める方法（普通徴収）と、特別徴収義務者（事業所・年金支払者など）が納税者の給与・年金から引き落として、納税者に代わって納める方法（特別徴収）があります。



2 普通徴収の納期限

1期納期限	6月末日
2期納期限	8月末日
3期納期限	10月末日
4期納期限	翌年1月末日

住民税の納税は、銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・郵便局などの金融機関、コンビニエンスストア、モバイルレジ、または区役所(収納推進課：第一庁舎2階19番窓口)・赤羽・滝野川区民事務所でお願ひします。

3 口座振替について

住民税（普通徴収）は、口座振替で納付することができます。申込みは、北区指定の「はがき式の口座振替依頼書」に必要事項を記入、押印（金融機関届出印）のうえ、添付の保護シールを貼り郵送してください。

収納推進課の窓口では、口座名義人ご本人であれば、対象金融機関のキャッシュカードで、口座振替登録の手続きができます。

4 納期限までに納税できない方へ

病気や事業の休廃止等によって、やむを得ず納期限までに納めることができない場合には、収納推進課（33頁）まで早めにご相談ください。

5 北区納付案内センター

区では、「北区納付案内センター」を開設し、住民税等を納め忘れてしまった方などに対して、電話・訪問による納付案内を行っています（同センターの業務は、区が委託した民間事業者により行われています）。納期限を過ぎても、区で納付の確認ができない場合、同センターから電話等をさせていただくことがあります。

*対象

- 特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)で、各納期限を過ぎても納付の確認ができないもの。
- すでに金融機関等で納付いただいた場合でも、納付データが区に届くまでに時間がかかるため、行き違いで電話等をする場合があります。
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学童クラブ育成料、奨学資金貸付金返還金でも同様のご案内をしています。

*電話等をする時間

午前9時から午後8時 ※休日に電話をする場合もあります。
北区納付案内センターの電話番号 03(3908)0324

6 公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)

納税の利便性の向上を図るなどの理由から、以下の方は公的年金等の所得にかかる住民税が年金から引き落としされます（他の所得にかかる住民税は引き落としされません）。これは納税方法が変わるだけで、税負担が増えるものではありません。

1. 対象となる方

個人住民税の納税者で、前年中に公的年金等を受給されている方のうち、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方。

- ※ 障害年金、遺族年金からは住民税は引き落としされません。
- ※ 以下の方は対象になりません。
 - ① 1月2日～3月31日の間に北区外へ転出した方
 - ② 老齢基礎年金等の受取額が、年間18万円未満の方
 - ③ 特別徴収すると年金の支払を受けられなくなる方
- ※ 年度の途中に、年金からの特別徴収が中止となる場合があります。

2. 納税の方法

<年金特別徴収 開始初年度>

- ・年税額の2分の1は、6月と8月に普通徴収となります。
- ・残りの2分の1は、10月、12月、翌年2月の年金から引き落としされます。

徴収方法	普通徴収		年金特別徴収			
	徴収月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月
納める税額		15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
(年税額60,000円の場合)		年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

<年金特別徴収 2年目以降>

- ・年6回の年金支給の際に、住民税が年金から引き落としされます。
- ・4月、6月、8月は、前年度の年税額の6分の1が引き落としされます。（仮徴収）
- ・10月、12月、翌年2月は、今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた金額が3回に分けて引き落としされます。（本徴収）

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
納める税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
(年税額63,000円の場合)	前年度の年税額の1/6ずつ			今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額の1/3ずつ		

7 延滞金について

住民税を期別ごとに定められた納期限までに納税していただけない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、不足税額に以下の割合で計算した延滞金額を本税に加算して納付していただくことになります。

延滞金の割合について

期 間	納期限の翌日から一か月を 経過する日までの割合	納期限の翌日から一か月を 経過した日以降の割合	特例基準割合の率
平成12年1月1日から 平成13年12月31日まで	年4.5%	年14.6%	4.5%
平成14年1月1日から 平成18年12月31日まで	年4.1%		4.1%
平成19年1月1日から 12月31日まで	年4.4%		4.4%
平成20年1月1日から 12月31日まで	年4.7%		4.7%
平成21年1月1日から 12月31日まで	年4.5%		4.5%
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	年4.3%		4.3%
平成26年1月1日から 12月31日まで	年2.9% ※1	年9.2% ※2	1.9%
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	年2.8% ※1	年9.1% ※2	1.8%
平成29年1月1日から 12月31日まで	年2.7% ※1	年9.0% ※2	1.7%
平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	年2.6% ※1	年8.9% ※2	1.6%

※1 平成26年1月1日以降より、納期限の翌日から一か月を経過する日までの割合は、特例基準割合+1%で計算されます。

※2 平成26年1月1日以降より、納期限の翌日から一か月を経過した日以降の割合は、特例基準割合+7.3%で計算されます。

8 滞納処分について

定められた納期限までに完納されない方には、督促状や催告書をお送りしています。それでも納付しただけで、連絡・相談もない方には、公平の見地からやむを得ず滞納処分を行うこととなります。

滞納処分とは、預貯金・給与・不動産などの財産を差押え、未納の住民税に強制的に充てる手続きです。

また、住民税を一時的に納付できない方のために、申請による猶予制度があります。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除され、財産の差押や換価（売却）が猶予されます。猶予制度には要件がありますので、詳細については、収納推進課の納税担当者にご相談ください。

9 納税Q&A

Q 還付金について

督促状がきたので区民事務所で納めました。夫が一週間前に納めていました。

還付金はいつもらえますか。

A税金が重複して納付されたことが確認されるまで約2週間かかります。

その後「過誤納金還付請求書兼振替依頼書」で請求いただき、口座に返金されるまで約1ヶ月かかります。

Q 納めたのに督促状が！

住民税第1期分（納期限6月末日）を納め忘れ7月12日に銀行で納付しましたが、7月20日付で督促状が届きました。なぜでしょうか。

A納期限までに納付されないと法律に基づき督促状を送付します。金融機関等で納付したことが確認されるまで約2週間かかります。行き違いで督促状が送付された場合は、領収書を確認のうえ督促状を処分されるようお願いいたします。

1 軽自動車税(種別割)とは

ガソリンや電気などの動力で走る車には、税金がかかります。車の排気量、車種などによって、自動車税(都税)と軽自動車税(区税)に分かれています。さらに軽自動車税には環境性能割と種別割があります。環境性能割は三輪以上の軽自動車を取得したときにかかる税金で、当分の間、東京都が取り扱います。税率は、燃費基準値達成度等に応じて、非課税～通常の取得価格の2%です。ここでは軽自動車税の種別割についてご案内します。種別割は、北区内に定置場があり4月1日現在原動機付自転車や軽自動車等を所有している方(法人を含む)にかかる税金です。定置場とは、車の運行を休止した場合に、主として駐車する次の場所をいいます。

区 分	定 置 場
原 動 機 付 自 転 車	個人……所有者の住所地
小 型 特 殊 自 動 車	法人……使用の本拠地
二 輪 小 型 自 動 車	車検証に記載された使用の本拠地
軽 自 動 車	車検証(届出済証)に記載された使用の本拠地

2 区分と税額

(1) 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車

区 分		税率(年額)	申告(登録・廃車)場所	
原動機付自転車	排気量50cc以下または定格出力が600w以下	2,000円	北区役所区民部税務課税務係 電話3908-1114(直通) 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22	
	排気量50cc超90cc以下 または定格出力600w超800w以下	2,000円		
	排気量90cc超125cc以下 または定格出力800w超1000w以下	2,400円		
ミニカー	排気量20cc超50cc以下 または定格出力250w超600w以下	3,700円		
小型特殊 自動車	農耕作業用	排気量制限なし		2,400円
	そ の 他	フォークリフトなど・排気量制限なし		5,900円
軽二輪		排気量125cc超250cc以下 (側車付含む)	3,600円	練馬自動車検査登録事務所 電話050-5540-2032 〒179-0081 東京都練馬区北町2-8-6
二輪小型自動車		排気量250ccを超えるもの	6,000円	

(2) 軽自動車(三輪含む)

平成27年4月1日以降に新規登録された車両については新税率が適用されます。

区 分		税 率(年額)			申告(登録・廃車)場所		
		旧 税 率	新 税 率	重課税率			
軽自動車	三輪	660cc以下	3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車検査協会東京主管事務所 練馬支所 電話050-3816-3101 〒175-0081 東京都板橋区新河岸1-12-24	
		四輪 以上	乗用	営業用(660cc以下)	5,500円		6,900円
	乗用		自家用(")	7,200円	10,800円		12,900円
	貨物		営業用(")	3,000円	3,800円		4,500円
			自家用(")	4,000円	5,000円		6,000円

※平成27年3月31日までに登録した車両は新規検査(はじめて車両番号の指定を受けた年月)から13年経過するまでは旧税率のままです。

※新規検査から13年を経過した車両については重課税率が適用されます。なお、環境に配慮した燃料(電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用)を使用した車両並びに被けん引車は重課税率の対象となりません。

※新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

●グリーン化特例(軽課)

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた軽自動車(新車)で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、令和2年度分のみ軽課が適用されます。

種別	税率(年額)				
	75%軽減(※1)	50%軽減(※2)	25%軽減(※3)		
三輪(660cc以下のもの)	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

- ※1 電気軽自動車および天然ガス(平成30年排ガス規制適合または平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)軽自動車
- ※2 ガソリン車およびハイブリット車で平成30年排ガス規制50%低減または平成17年排ガス規制75%低減であり、令和2年度燃費基準30%達成の乗用車または平成27年度燃費基準35%達成の貨物車
- ※3 ガソリン車およびハイブリット車で平成30年排ガス規制50%低減または平成17年排ガス規制75%低減であり、令和2年度燃費基準10%達成の乗用車または平成27年度燃費基準15%達成の貨物車
- ※ 各燃費基準の達成状況については自動車検査証の備考欄に記載されています。

3 軽自動車税(種別割)の納期限

納税通知書は、5月中旬に毎年4月1日現在の所有者に送付します。

この通知書で、5月末日までに、お近くの銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、郵便局などの金融機関、コンビニエンスストア、モバイルレジ、または収納推進課、赤羽・滝野川区民事務所で納めてください。

4 申告について

申告に必要なもの(区役所が申告場所のとき)

登録するとき(区内に住所登録のない方は必要書類が異なります)		
販売店から購入した場合	①販売証明書 ②所有者の印鑑	法人登録の場合は、登記簿謄本と区内に定置場があることを証明する書類(公共料金の領収書・請求書等)が必要です。
車を譲り受けた場合	①前所有者の登録場所で発行された廃車証明書 ②譲渡証明書 ③所有者の印鑑	
北区に転入してきた場合	①前住所地の登録場所で発行された廃車証明書 ②所有者の印鑑	

廃車(登録抹消)するとき
①標識(ナンバープレート) ②標識交付証明書(登録時に交付した証明書) ③所有者の印鑑 ※盗難に遭った場合は、盗難届出日、受理番号、届出警察署名及び電話番号をお控えください。
下記の場合も手続きが必要です。 ①標識(ナンバープレート)を破損、紛失したとき ②住所、氏名、定置場などに変更があったとき ③車の排気量に変更があったとき(変更後の排気量が確認できる証明書が必要)

軽二輪、二輪小型自動車、軽自動車(三輪含む)については、各申告先におたずねください。(27頁参照)

- ※印鑑は朱肉で押すもののみ可。
- ※届出者を確認できる書類(免許証、健康保険証など)をお持ち下さい。
- ※自賠責保険の加入が義務付けられています。(加入は保険会社等におたずねください)

5 減免制度について

次のような場合には、軽自動車税(種別割)が減免されることがあります。

- ①災害、その他これに類する理由により、生活が困難になった場合
 - ②生活保護法により扶助を受けている場合
 - ③車の構造が身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等を所有している場合
 - ④「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「愛の手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方が所有している場合(障害の程度によっては該当しない場合もあります)
 - ⑤④に該当する方と生活を共にする方が所有していて、障害のある方のために使用する場合
 - ⑥④に該当する障害者のみで構成する世帯が所有し、常時介護する方が運転する場合
- ※④、⑤、⑥に該当する方で、既に自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の減免を受けている場合は対象となりません。

減免を受けようとする方は、軽自動車税(種別割)納税通知書が届いてから納期限前 7 日までに申請を行ってください。申請方法については税務課税務係(33 項)までおたずねください。

1 税目と税率

たばこやお酒のような嗜好品には、税金がかかっています。「たばこ」にかかる税金には、国税と地方税があり、地方税はさらに都たばこ税と特別区たばこ税に分かれます。

特別区たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの卸売販売業者等が申告納付しますが、小売定価に税金が含まれているため、実質的には、消費者が税を負担しています。

特別区たばこ税は、区の税収になります。

	税 率
特別区たばこ税	1,000 本につき 5,692 円

平成30年度税制改正により、平成30年10月1日から3段階で税率が引き上げられます。
また、加熱式たばこについて課税方式が見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に新課税方式へ移行します。

実施時期別の改正後の税率(たばこ1,000本あたりの税率)

実施時期等	税率			
	特別区たばこ税	都たばこ税	国たばこ税 ※たばこ特別税含む	合計
現行	5,692円	930円	6,622円	13,244円
令和2年10月1日	6,122円	1,000円	7,122円	14,244円
令和3年10月1日	6,552円	1,070円	7,622円	15,244円

1箱(20本入り490円)のたばこの税額は約309.42円です。

※たばこには、たばこ税の他に消費税も課税されています。

第6

特別区たばこ税について

1 北区の税証明

区役所では、住民税・軽自動車税(種別割)に関する証明書を発行しています。

住民税の証明書は、必要な年度の初日(4月1日)の属する年の1月1日現在、住民登録のあった区市町村で発行されます。

税の種類	証明書の種類
住民税 (特別区民税) (都民税)	課税証明書 非課税証明書 納税証明書
軽自動車税 (種別割)	納税証明書 (継続検査用) (譲渡・その他用)

*住民税証明書には、証明年度の前年中の所得が記載されます。

(例)令和2年度課税(非課税)証明書=令和元(平成31)年中の所得証明書

〈参考〉

- ・所得税の納税証明書その1~その4は税務署で発行しています。
- ・土地、不動産関係の税証明、評価証明などは、都税事務所で発行しています。
- ・普通自動車の納税証明書は、都税事務所で発行しています。

新年度の証明書の発行時期

(1)住民税の場合

- ・住民税が全額、会社の給与から引き落としされる方(給与特別徴収)→毎年5月中旬から
- ・上記以外の方(普通徴収、年金特別徴収、特別徴収と普通徴収の併用)→毎年6月上旬から
- ※コンビニエンスストア等で新年度の証明書をお取りになる場合、給与特別徴収の方も発行時期は6月上旬からとなります。

(2)軽自動車税(種別割)の場合

毎年5月中旬から *新年度の納付を確認してからの発行となります。

2 税証明の申請

○申請(交付)窓口

税務課税務係(第一庁舎2階12番)または区民事務所(33頁参照)

○必要なもの

本人が申請する場合……本人を確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)

代理人が申請する場合…委任状(31頁参照)、代理人自身を確認できる書類
(運転免許証、健康保険証など)

※納税後、14日以内に納税証明書が必要な場合は、領収書の原本をお持ちください。

○交付手数料

1通 300円(軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)は無料です)

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等のマルチコピー機で税証明が取得できます

○利用できる方

北区に住民登録があり、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方

○発行できる証明書

住民税課税(非課税)証明書(直近2年度分)

○交付手数料

1通 200円

○取扱店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア等

○利用時間

午前6時30分~午後11時
(12月29日~1月3日とメンテナンス日を除く)

○必要なもの

マイナンバーカード(暗証番号の入力が必要です)



○ 郵送による請求方法

北区から転出したり、仕事などで窓口に来られない場合には、郵送による請求ができます（この手続きは本人申請に限ります）。

* 郵送していただくもの

- ① 申請書
- ② 証明書 1 通につき300円の定額小為替
（郵便局で購入して、無記名で発行日から160日以内のもの）
- ③ 切手を貼った返信用封筒
（住所・氏名を記入してください）
- ④ 現住所や氏名が確認できる書類（注⑤の場合）

* 郵送先

〒114-8508 北区王子本町1-15-22
東京都北区役所税務課税務係
税証明担当あて

〈申請書記載見本〉

便せんなどに次のようにお書きください。

申 請 書	
内 容	令和〇年度〇〇証明書 〇通 (平成)
目 的	〇〇〇〇申請に使用するため 証明年度の初日（4月1日）の属する年の1月1日に 住んでいたときの北区の住所 北区王子本町△-△-△
現住所	〇〇県〇〇市〇〇△-△-△
氏 名	北区 一郎
生年月日	〇〇年〇月〇〇日
日中連絡のつゝ電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
上記の通り申請します	
〇年〇月〇日	

- (注) ① 証明書は本人の現在住民票のある住所以外には送付できません。
- ② 郵便、その他の事情を考慮のうえ、一週間以上の余裕をもって請求してください。
- ③ 速達希望の方は、速達料金を含む切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ④ 転送先には、お送りすることができません。
- ⑤ 北区から転出後、さらに住所変更や氏名変更をされた場合には、現住所や氏名が確認できる住民票・運転免許証・国民健康保険証などのコピーも同封してください。
- ⑥ 同一世帯でも申請書と返信用封筒は請求者の人数分必要です。

○ 委任状の書き方

税の証明書には、個人の秘密（プライバシー）が数多く記載されています。この情報は本人の承諾なしに他人にお教えすることはできません。

したがって、ご家族の方であっても、本人の意志が確認できる委任状を提出していただき、細心の注意を払って証明書を発行しています。

お手数ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

(注) 委任する人の署名・捺印は、必ず委任する本人が行ってください。

〈委任状記載見本〉

委 任 状	
代理人	住 所 北区赤羽〇丁目〇番〇号 氏 名 赤羽 一郎
内 容	令和〇年度課税証明書〇通申請受領の件 (平成) (納税証明書)
使用目的	〇〇〇〇〇申請のため 上記の者に代理人としての所定の権限を委任します。
	〇年〇月〇日
委任者	住 所 北区滝野川〇丁目〇番〇号 氏 名 王子 太郎 (印)
	生年月日 〇〇年〇月〇日
	申請する年度の初日が 属する1月1日時点の 北区王子〇丁目〇番〇号 北区の住所

現住所と異なる場合はご記入下さい。

3 税証明Q&A

Q 今日納めた税金の証明

税金を納めてすぐに「納税証明書」を取りたいのですが、どうしたらいいでしょうか。

A すぐに「納税証明書」が必要な場合は領収書原本をお持ちください。住民税及び軽自動車税(種別割)を銀行などで納めていただくと、区役所で納付が確認されるまでに約14日かかります。

Q 代理人の場合

配偶者に頼まれて配偶者の「税証明書」を取りに来ましたが、委任状がないため断られてしまいました。配偶者本人に頼まれたのは間違いはないのですが。

A ご本人以外の方が税証明書を申請する場合は、ご家族の方であっても委任状が必要です。必ず委任状と代理人自身を確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。31頁の委任状の書き方をご参照ください。

Q 最近引っ越してきた

北区に最近転入してきましたが住民税の「税証明書」は北区で取れますか。

A 令和2年度の住民税は、令和元(平成31)年中の所得に対して、令和2年1月1日現在住んでいる区市町村で課税されます。したがって、令和2年1月2日以降に北区に転入された方については、令和2年度は北区で課税されないため、令和2年度の税証明書は北区で発行できません。前住所地の区市町村におたずねください。

Q 申告をしていない

住民税の「税証明書」が必要になったのですが、申告をしていないので発行できないといわれました。どうしたらいいでしょうか。

A すぐに申告してください。税証明書の交付は、税額が決定してからになります。なお、所得税の申告義務がある場合は、税務署で確定申告をして、その控えをお持ちください。

区税についてのおたずねは

北区役所

所在地：〒114-8508 北区王子本町1-15-22 電話：3908-1111（代表）

○税務課（第一庁舎2階）

*課税・納税証明書の発行

原動機付自転車・小型特殊自動車の登録、廃車手続き

税務係 (12番窓口) 3908-1114

*特別区民税・都民税（個人住民税）の申告と課税内容

課税第一係（王子・赤羽・滝野川地区の一部） (11番窓口) 3908-1115

課税第二係（王子地区） (10番窓口) 3908-1116

課税第三係（赤羽地区） (9番窓口) 3908-1117

課税第四係（滝野川地区） (8番窓口) 3908-1118

○収納推進課（第一庁舎2階）

*納税相談

整理第一係・整理第二係

滞納対策係 (19番窓口) 3908-1129

*納税窓口、口座振替、過誤納金に関すること

収納係 (19番窓口) 3908-1124

北区役所区民事務所（課税・納税証明書発行と納税(注)ができます）

王子区民事務所 王子本町1-2-11 区役所第二庁舎1階 3908-8745

赤羽区民事務所 赤羽1-1-38（赤羽駅南口高架下） 5948-9541

滝野川区民事務所 西ヶ原1-23-3（滝野川会館内） 3910-0141

(注) 納税に関しては、王子区民事務所は除く。

国税（所得税など）についてのおたずねは

王子税務署

所在地：〒114-8560 北区王子3-22-15 電話：03-3913-6211（代表）

固定資産税・不動産取得税などについてのおたずねは

北都税事務所

所在地：〒114-8517 北区中十条1-7-8 電話：03-3908-1171（代表）

法人事業税・法人住民税・個人事業税などについてのおたずねは

荒川都税事務所

所在地：〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1 電話：03-3802-8111（代表）

事業所税についてのおたずねは

千代田都税事務所

所在地：〒101-8520 千代田区内神田2-1-12 電話：03-3252-7141（代表）

ホームページはこちらです

◆国税庁のタックスアンサー

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

◆東京国税局

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/index.htm>

◆東京都主税局

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

◆東京都北区

<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

※この冊子は、一般的な制度の概要を説明しています。詳しくはお問い合わせください。

案内図



住めば、 北区。

(北区シティプロモーションブランドメッセージ)

税 TODAY

(基本的な住民税制度についての冊子)

令和2年6月発行

発行

東京都北区区民部税務課・収納推進課
東京都北区王子本町1丁目15番22号
電話 03(3908)1111(代表)

刊行物登録番号

2-1-006